

質問に対する回答（ふくやま産業交流館）

【商工労働局商工労働総務課】

（令和7年8月4日～令和7年8月8日受付分）

	項目	質問内容	回 答
1	募集要項 P.7 6 業務の範囲 及び具体的内容 (4) ア② 「旧レストラン エリアの利活用 策の提案につい て」	4ア記載の「旧レストランエリアの利活用策の提案」を行うにあたり、次の2点をご教示ください。 ①指定管理者において控室等の諸室として直接利用する場合やレストランエリアとして貸し出す場合、県に対し、目的外使用許可に伴う使用料等の賃借料を支払う必要があるか。 ②レストランエリアとして貸し出す場合、利用者（賃借人）から貸出料を徴収することは可能か。	①指定管理者が行おうとする提案事業が当該施設の設置目的に沿う場合、設管条例の規定に基づく施設の利用許可により実施することが可能であり、目的外使用許可の対象とはならず、県に対し賃借料を支払う必要はありません。 ただし、指定管理者選定後の協議等において、指定管理者が行おうとする提案事業が施設の設置目的の範囲外であると県が判断した場合には、行政財産の目的外使用許可が必要となり、使用料等の賃借料を支払う必要があります。 また、指定管理者が施設を他者に貸付や施設の目的外の使用許可をすることはできません。 ②指定管理者が他の事業者にも、指定管理施設を貸付することはできません。 また、指定管理者が利用料金を徴収できるのは、条例で利用料金について明記された範囲内であり、レストランエリアの貸し出しにより、貸出料を徴収することはできません。